



令和8年度 7月版

群馬県農業公社のご紹介



赤城山を望む水田地帯（中部地域）

公益財団法人 群馬県農業公社

URL <https://www.gnk.or.jp>
E-mail gnk1220@song.ocn.ne.jp

1 設立のねらい

公益財団法人群馬県農業公社は、農地の流動化、未利用農地の有効活用、農業の担い手の確保・育成等に関する業務を通じ、農業者の経営改善と本県農業の振興に寄与することを目的として設立されました。

2 主な事業

- (1) 農地利用の効率化・高度化及び農地保有の合理化の促進
- (2) 青年農業者等担い手の確保・育成・新規就農相談
- (3) 青年農業者への経営改善に資するための助成金の交付
- (4) 未利用農地の有効活用への取り組み
- (5) 農業用機械等による作業受託

3 沿革

昭和45年10月1日 財団法人群馬県農業公社設立
 昭和46年2月6日 農地保有合理化法人指定
 平成6年2月21日 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針に県段階の農地保有合理化法人として位置付けられる
 平成10年10月1日 農業後継者育成基金と農業公社の統合
 青年農業者等育成センター指定
 平成24年4月1日 公益財団法人へ移行
 平成26年4月23日 農地中間管理機構指定
 令和5年6月30日 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針により群馬県農業経営・就農支援センターに参画

4 基本財産及び基金

631,121千円

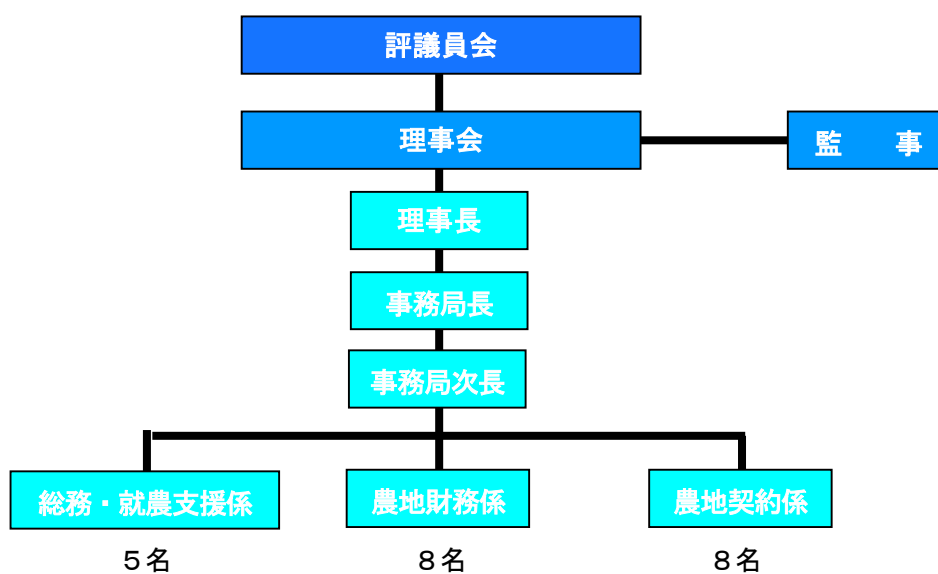
【内訳】 基本財産（公社）	15,000千円（寄付金）	県	10,000千円
		農協中央会	5,000千円
基本財産 （農業後継者育成基金）	616,121千円（出捐金）	県	304,000千円
		市町村	142,500千円
		農業団体等	169,621千円

5 組織

(1) 役職員

評議員	8名
理事	10名
監事	2名
職員	24名（内県派遣職員9、プロパー職員5、嘱託職員10）

(2) 機構



東部地域の水田地帯

I 農地流動化の促進

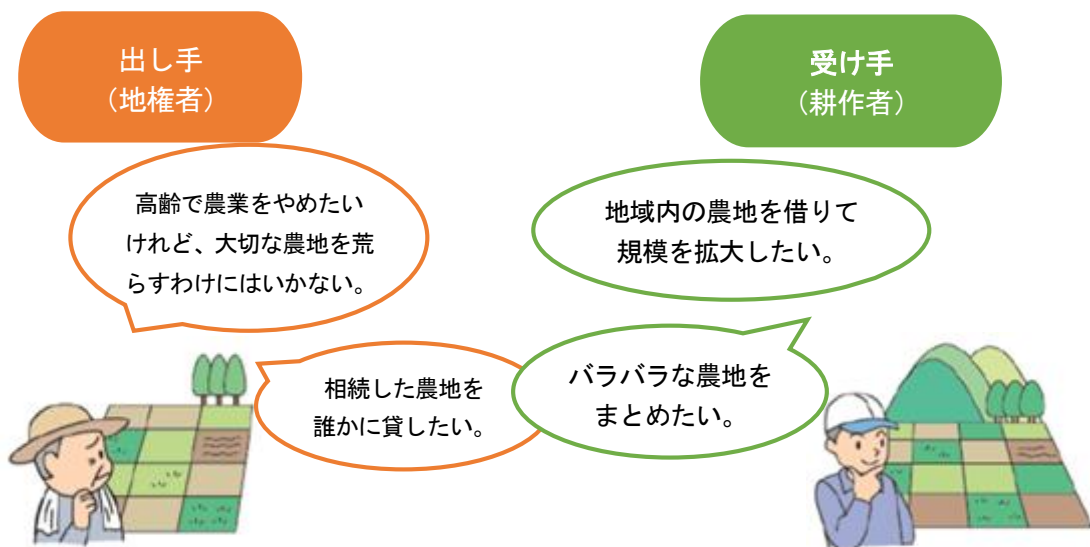
農業公社は農地流動化を図るため、主に次の事業を行っています。

1 農地中間管理事業

(1) 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地等の利用の効率化と高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的としており、群馬県農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、地域計画の実現に向けて、関係機関と一体となって担い手の農地利用の集積・集約化を推進することとしています。

各地域の地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）



各地域の地域計画において、区域内の目標地図に位置づけられた受け手に機構を経由した農地の貸借を行います。

■機構への貸付期間は原則10年以上です。
（5年まで短縮可）

連携・協力

市町村・農業委員会、JA等

(2) 農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人」を指定し、都道府県に1つ設置されます。

(3) 農地中間管理事業の活用によるメリット

農地を貸したい人(出し手)のメリット

- 賃料は、機構から約束の期日までに確実に支払われます。
- 契約期間満了後は、農地は返却されます。
- 貸し付けた農地は、地域計画の実現に向けて、地域計画に位置付けられた者等に転貸され、適切に耕作されます。
また、受け手が離農等により不在になった場合も、地域計画に基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は、機構が適切に管理します。
- 税制の優遇措置が適用されます。
- 耕作者の相続等に対応する必要はありません

農地を借りたい人(受け手)のメリット

- 農地の集約化をサポートします。地域計画に基づいて、まとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることができます。
- 農地貸借に係る手続きが楽になります。農地貸借の相手方は、機構だけです。賃料について、通常、農地を複数の地権者から借りた場合は、複数の地権者にそれぞれ支払う必要がありますが、機構から借りた場合には、機構だけに支払えばよいので、手続きが楽になります。

地域のメリット

- 地域のまとまった農地の貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域は農地集約化促進事業による支援金が受け取れます。支援金の使途は地域で決めることができるので、農業機械の購入、鳥獣害対策などの受け手支援、賃料先払いなどの出し手支援、農道の維持管理などの地域支援など地域の実情に合わせて活用できます。



キャベツ畑と浅間山（吾妻地域）

2 農地売買等事業 ほか

農地売買等事業は、経営規模を縮小または離農する農業者から農地を買い入れて、経営規模を拡大し、農作業の効率化による経営の安定を図ろうとする農業者に対し、農地を売り渡す事業です。以前の農地保有合理化事業から農地中間管理機構の特例事業として実施され、機構が事業を行います。

(1) 農地売買等事業

農地売買等事業は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を促進するための国庫補助事業等で、以下のような構成となっています。

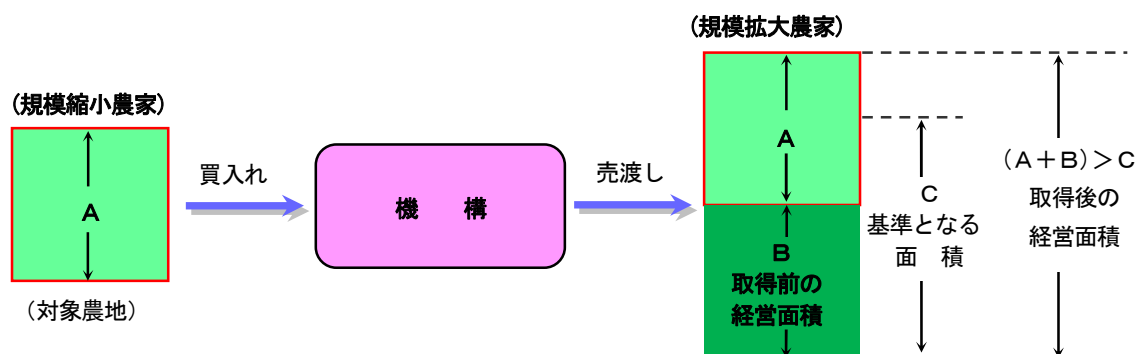
ア 売 買

1 一般事業

原則、地域計画に基づき、農用地等の買入れ、売渡しを行います。なお、本事業は下記の農用地等売渡事業とは異なり国庫補助対象外であるため、一部の費用につき利用者負担が生じます。

2 農用地等売渡事業

農地中間管理機構が離農者や規模縮小農業者等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡しや貸付けを行います。



(2) 農地売買等事業活用によるメリット

農地を機構に売渡した場合のメリット

- ア 譲渡所得が年間800万円まで特別控除になります。
(買入協議制度による場合は1,500万円まで特別控除となります。)
- イ 地域で農地を担い手へ集積する取り決め(農用地利用規程)を策定して
農地中間管理機構へ売渡した場合には2,000万円まで特別控除され、
所得税が軽減されます(一部都道府県を除く。)
- ウ 土地代金の支払いは、登記完了後に速やかに実施しています。
各種手続きを機構が行うので、煩わしさが解消され安全です。
(なお、事務手数料は、売り渡し価格の3.0%(但し、5万円未満の場合は一律5万円)です。
一般事業の場合は、2万円が加算されます。)

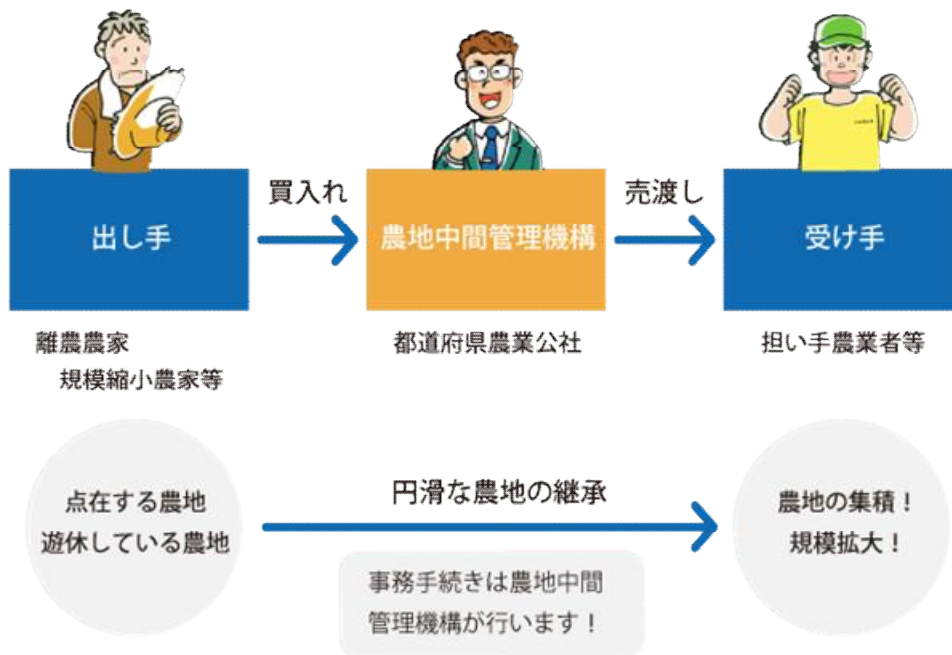
農地を機構から買入れた場合のメリット

- ア 不動産取得税が、3分の2に軽減されます。
- イ 登録免許税が一般の2.0%(令和11年3月31日までは1.5%)から1.0%に軽減されます。
- ウ 登記費用は、機構が負担します。
- エ 低利な制度資金、スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)が借りられます。
- オ 農業者は最小の経費負担で済み、手続きが簡単で安心です。
(なお、事務手数料は、買入れ価格の2.5%(但し、5万円未満の場合は一律5万円)です。
一般事業の場合は、1万円が加算されます。)



松義台地(西部地域)

農地売買等事業のしくみ



出典：全国農地保有合理化協会HP



レタス畑（利根沼田地域）

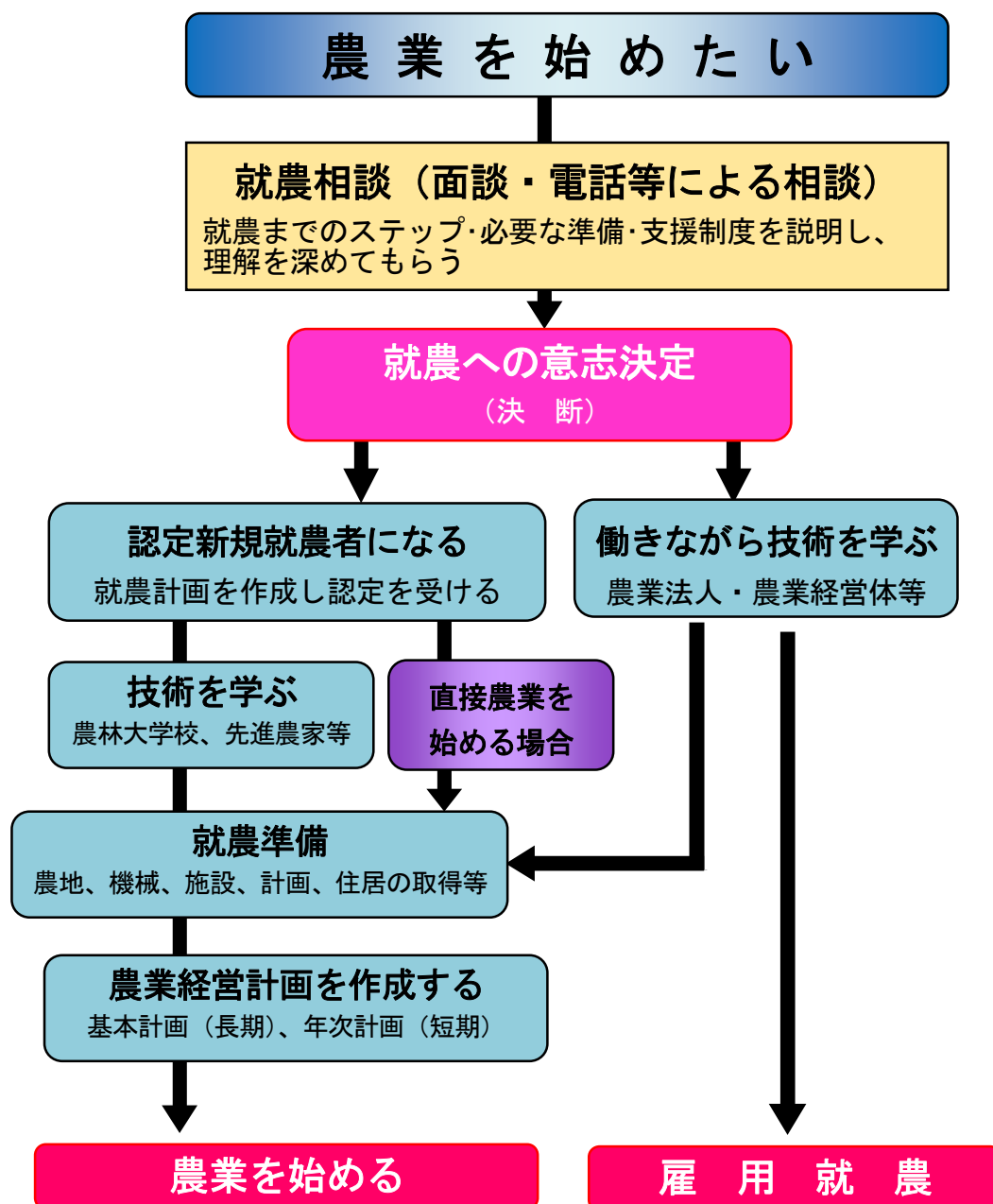
Ⅱ 青年農業者等担い手の確保・育成

1 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益による農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活動及び組織活動等に対して助成します。

2 青年等就農支援事業

就農（有機農業を含む）を希望する青年等に対して、群馬県農業経営・就農支援センターとして、県内農業の情報発信や就農相談等の支援活動を行うとともに、就農準備資金における研修機関として群馬県より認定され、関係機関と連携のもと、新規就農希望者に対して、農業に関する知識の習得を目的とした基礎研修や集合研修、早期に効率的、安定的な農業経営を営むために必要な技能の習得を目的とした農家研修を実施します。



Ⅲ 未利用農地の有効活用への取組み

1 再生作業等の取組みを支援

各地で取り組んでいる未利用農地（耕作放棄地又は遊休農地）再生について、作業費見積や再生作業など、農地活用の取組みを円滑に進めるための支援を行います。

再生作業までの流れ

未利用農地活用等の相談
(再生作業費など)

現地確認



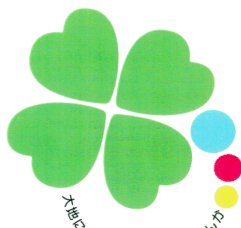
積算の資料とするため、
荒廃状況や周囲の状況などを確認する。

見積書提出

契約

再生作業へ





緑の大地に、大きな夢を持って、
 チャレンジする人の成功
 (四つ葉のクローバーを見つけられるように)を、
 公社の組織をあげて応援したい
 そのような意味を含めたロゴマークです

・・・お申し込み・お問い合わせ・・・

農業公社では、農地流動化、担い手の育成確保を中心とした各種事業を県、市町村、農業委員会、農業協同組合等の協力を得て推進しております。具体的なお申し込み、お問い合わせについては、公社にお越しいただくか、お電話にてご相談下さい。

公益財団法人 群馬県農業公社 (農地中間管理機構)

〒371-0852

前橋市総社町総社 2 3 2 6 - 2

TEL:027-251-1220 FAX:027-251-0677

